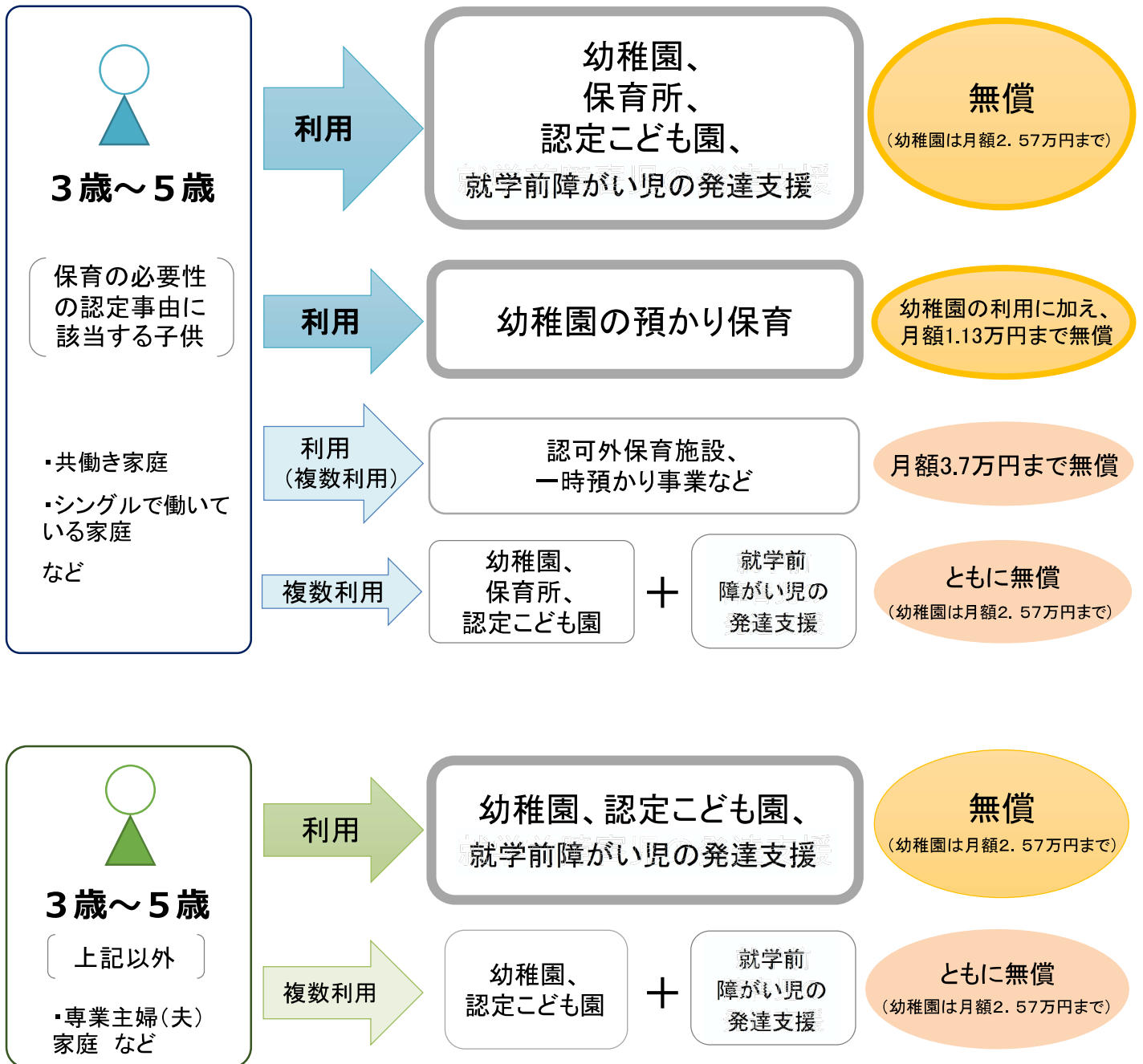


幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償）。

（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

（注2）認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

（注3）例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。